

## 処遇改善として茂庭苑の賃金改善項目および支給方法

### ① 介護職員処遇改善加算

期間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

当法人給与規程【老人福祉施設特別手当に関する規定】に基づき、特別手当として支給

介護職員 主任（経験 10 年以上）月額 25,000 円支給

介護職員 副主任（経験 7 年以上）月額 20,000 円支給

介護職員 フロアリーダー（経験 7 年以上）月額 15,000 円支給

上記以外の介護職員月額支給額

介護職員在籍 7 年以上 10,000 円／在籍 3 年以上 7 年未満 8,000 円／在籍 3 年未満 5,000 円支給

介護福祉士有資格者に月額 8,000 円を上記に加算して支給。

その他、夜勤手当加算として、通常の夜勤手当に 1 回 1,500 円を加算して支給。

パート職員は、勤務時間数の割合により支給。介護福祉士資格取得支援として、受講料の半額を助成する。

### ② 介護職員等特定処遇改善加算

期間：令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

当法人給与規程【老人福祉施設特別手当に関する規定】に基づき、特別手当として 9 月末と 3 月末に支給

「経験・技能のある介護職員」に対して 1 人当たり月額 21,000 円を増額支給。

「他の介護職員」に対して 1 人当たり 10,500 円を増額支給。

「その他の職種」に対しては支給しない。

パート職員は勤務時間数の割合により支給。

年度末で端数調整が必要な場合は、「経験・技能のある介護職員」に分配します。

※ここでいう「経験・技能のある介護職員」とは、当事業所の介護職員の中で、相対的に技能が高く、介護福祉士の資格を有する者であり、当法人において継続勤務年数 10 年以上の介護職員。